

日南町空き家情報活用制度等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、日南町空き家情報活用制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）に入居があった場合、登録物件所有者（ただし、アパート等賃貸用として建てられた住居は除く）または登録物件入居者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することにより、日南町空き家情報活用制度への登録促進及び移住希望者の移住が円滑に行えることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 日南町空き家情報活用制度登録物件の所有者
- (2) 日南町空き家情報活用制度登録物件に登録することが決まっている物件の所有者
- (3) 日南町空き家情報活用制度登録物件の賃貸借契約または売買契約が成立した者で、1年間以上日南町へ定住する意思のある者

(交付対象要件)

第 3 条 この補助金は、次の各号に定める場合に限り、予算の範囲内で支援する。ただし、過去に本補助金の交付を受けた物件は対象としない。

- (1) 空き家所有者が令和 3 年 4 月 1 日以降に日南町空き家情報活用制度に物件を登録する時
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日以前に日南町空き家情報活用制度に登録した物件の家財処分又はハウスクリーニングを実施する時
- (3) 日南町空き家情報活用制度登録物件の賃貸借契約または売買契約が成立した時

(交付対象経費)

第 4 条 この補助金の交付対象経費は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

- (1) 賃貸借等契約が成立していない場合
家財（仏壇等を含む）すべてを処分しハウスクリーニングを実施すること
- (2) 賃貸借等契約が成立している場合
賃貸人または買受人が希望するすべての家財を処分し、希望があればハウスクリーニングを実施すること

(補助金の額)

第 5 条 この補助金の額は、前条に規定する交付対象経費とする。ただし、30 万円を上限とする。

(補助金の申請)

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請について第 2 条及び第 3 条に掲げる内容等について審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定通知（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときには、速やかに完了報告書（様式第 3 号）及び必要な書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 9 条 町長は、完了報告の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 交付申請者からの補助金交付請求書（様式第 5 条）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、または不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、第 2 条 (2) に該当するものが、1 年以内に町外に転出したときは、その者から交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。